

憲法人権論

—起点としての憲法的人間観

手島 孝

はじめに

かねての予告（手島『憲法解釈二十講』有斐閣一九八〇年「はしがき」）にかかわらず遷延に遷延を重ねている『憲法人権論十講』の、原稿既成分（第四講途中まで）をここに分載公表する。

思いがけず一九九四年、四半世紀来担当してきた九州大学の憲法講座をなお二年の任期を残し降壇することとなってこの方、そこまで書き溜めていた—その時点での—確定稿は筐底に秘められたまま今日に至った。

この間、身辺はいわずもがな、世の変転にはまさに目眩めくらめくものがあつた。現時点で筆硯を新たにすれば、恐らく別の書きようもあるう。しかし、ここにあえて旧稿をそのまま公けにする所以に他意はない。一に、基本の史眼ムラカミは必要な修正を加えれば今日なお維持に堪えると思うからであり（手島『ネオ行政国家論』木鐸社一九九一年など参照）、二には、この際一九九〇年前後の段階での己おのが憲法理論の到達地点を明らかにしておくのも、あながち無意味でもあるまいと考えたからである。

右の趣旨から、本号から三回にわたって、第一講、第二講、第三講および第四講Iを分載するが、各回のタイトルを「憲法人権論—各講の題名—」としたほかは、原文に変更は加えない。ちなみに、『憲法人権論十講』の講述プランは次のようになっている。

- 第一講 起点としての憲法的人間観
- 第二講 憲法の人権保障システム
- 第三講 政治的自律の保障
- 第四講 個人的自由の保障
- 第五講 社会的自由の保障
- 第六講 社会的生存の保障
- 第七講 公正手続の保障
- 第八講 人権保障の総則
- 第九講 人権保障と平和主義
- 第十講 人権保障と憲法改正

第一講 起点としての憲法的人間観

人権とは、人間が持つ（あるいは、持つべき）基本的な権利である。そのような人権が、今ここで現に有効な憲法（われわれの場合でいえば、日本国憲法）によって、どう保障されているか。これが狭義の憲法人権論であり、本書の対象にほかならない。

そこで、憲法人権論は、その憲法がそもそも人間をどのようなものとしてとらえているか、すなわちその拠って立つ人間観を前提とすることになる。もちろん、当の人間観は、根なし草の宙に浮いた単なる観念ではありえず、その根本で歴史的・社会的な与件によって条件づけられたものである。

とすると、先ず前提の人間観を究明することで、われわれは、思想的に、そしてさらに遡って歴史的・社会的にも、憲法人権論に直接の基礎理論を獲得できるはずである。本講では、比較法と各国憲政史の知見を動員して、そのような導入的考察を試みておくことにする。

I 憲法における人間像の移り変り

近代と現代とで、憲法が想定する人間のモデルには大きな違いがある。この推移を端的にイメージで示してくれるものとして、三枚の絵に着目しよう。

一

最初は、かのホブズ (Thomas Hobbes, 1588-1679) の余りにも有名な古典『リヴァイアサン』(一六五一年)の扉絵である。

王冠を戴き、右手に王剣(俗権の象徴)、左手に牧杖(教権の象徴)をかざし、髭を蓄えた巨人の上半身の姿で、国土に君臨する男王キングすなわち国家。この巨人をよくよく観察すると、その躯幹と両腕が無数の人、人、人で合成されているのがわかる。それらのこびとたちは、みな似たり寄ったりだが、虫眼鏡の助けを借りるまでもなく、それぞれに然るべき身なりの(ということとは、有産教養階級の)男たちである。彼らは肩を並べて佇立し、視線を一斉に巨人の顔へと仰ぎ向けてはいるものの、各自たがいによそよそしく、さらには、小なりとはいえ成人おとなの矜持をもつて、自らが構成分子でもある巨人との間にすら、できるだけ対等の威厳ある関係を保とうと、背筋を伸ばしてい

る。

この銅版画の下絵そのものは伝えられるようにホラー（Wenceslaus Hollar, 1607-1677）という画家の手に成るものであるにせよ、これが『リヴァイアサン』の著者の思念をみごとに具象化していることは疑いない。そして、この扉絵でホッブズがホラーの画筆を通して描いた人間像こそは、やがて近代の憲法的前提を形作るであろう人間観をいち早く予感し先取りしたものとなっている。

二

次は、二百年後、一八四八年のパリ。二月革命を祝う「共和国の画像」コンクールに入選、しかし政情の急変でついに本制作はされることのなかった、ドミニエ（Honore Daumier, 1808-1879）の油彩素描。^{エスキス}

現在ルーヴル美術館に残るこの下絵は、縦七三センチ、横六〇センチの小品で、ひび割れも走っているが、その迫力は圧倒的である。安定した古典的三角形構図の主役は、正面切って大椅子にどっしり坐る若く逞しい半裸の母親。自由の象徴フリジア帽の下の豊かな褐色の長髪が両の肩にかかり、右手は三色旗を旗竿の槍柄もろもろしつかと握って床に突き立てている。眼は誇らかに仰むき、右斜め上方、旗頭へ注がれる。古代風の長スカートにゆつたり蔽われた頼もしげながっちりした両膝には、ふたりの全裸の子供が左右から取りすがり、たっぷりした乳房をふくんで離そうとしない。その左側の方の子をあいた左手で抱き寄せる母親は、右足もとの膝下に今ひとり寄りかかりうづくまって無心に読書にふけるこれまた赤裸の第三の幼児にも、それとなく気を配る様子。題して、「共和国は、^{ラ・レプブリク}彼女の子供たちに授乳し、彼らを教育する」。

この画面にわれわれは、リヴァイアサンとは打って変った現代憲法版の人間像を直観せずにはおれない。いかに

も、十九世紀半ばの時点に立つ作家自身は、当時のなお未熟な一般民衆を念頭に、彼らを養育・教化すべき偉大な使命に召された母なる国家ラ・レプブリックを描こうとしたのでもあろう。しかし、時代に先んずる批判精神で余人の追随を許さぬこの芸術家、されば結局、本格画家としてよりは卓越した戯画家として名を後世に馳せることとなるこの芸術家の鋭敏な感覚は、無意識のうちに、まさに開幕しようとしていた現代という時代の宿命的な問題状況、すなわち、もはや未熟でなくても国家に取りすがって離れ（られ）ぬ現代人の業ごうそのものをとらえていたのではないか。

かつて、リヴァイアサンとしての大男の国家に対し、男性名詞の「市 民」ル・シトワイアンが、小なりとはいえ一人ひとり毅然として面を向けて立った。それに取って代って、一転、豊富な女身の国家にまつわりつく小児ダス・キントの中性像が立ち現われる。しかも、その小児は今や女性名詞の「大衆」ラ・マンスにもほかならない。すなわち、もともと無数のはずで、リヴァイアサンの場合まさに無数として百人百様に描かれていた彼らは、ドーミエの絵筆では、それぞれのポーズと営みながら、わずか三人の裸の童べにまとめ上げられてしまっているのである。

三

しかし、現代、ことに最現代の憲法が見据えるべき人間の実像は、さほど単純でも明快でもないことを、今日われわれは余りにも知り過ぎている。

論より証拠、ドーミエの暖色のカンバスを裏返してみよ。そこには、心凍る陰画（「黒い絵」！）として、ゴヤ（Francisco José de Goya y Lucientes, 1746-1828）の「饗の家、一階食堂壁画の一枚、「わが子を喰うサトゥルヌス」（一八二二）二年、現在削り取られカンバスに移されてマドリッド・プラド美術館所蔵）が、おどろおどろしく浮かび上がってくるに違いない。

漆黒の闇を背景に、両掌にか細い小児の腰を折れよとばかり握りしめ、白眼を剥き大口あけて、頭、右腕から、今まさに左腕にかぶりつくギリシャローマ伝説の荒ぶる神。その蓬髪裸身の醜悪さ。小さな人形のような犠牲の傷口のなまなましい鮮血。聖書風に表現すれば、海の怪物リヴァイアサンは、いつしか邪教の魔神モーロックに変身した、ということだろう。こうして、か弱い現代人は飢えた巨神のいけにえに供される。

表の陽画は、まさに「グッド・マザー（！）」に対する子」の交歓図であった。が、裏に現われるのは、どんでん返しの「テリブル・マザー（！）」に対する子」の地獄図である。もつとも、テリブル・マザーは老ゴヤの絵では男親に身をやつしているのではあるが。

現代憲法における人間のイメージは、ドーミエの陽画とゴヤの陰画を重ね合わせて初めて焦点を結ぶであろう。しかし、それは必然的に二重写しであり、屈折し錯雑して、時として分裂的であることを免れない。

II 近代憲法における人間

以上のイコノロジー 画像学を概念化すればどうなるか。先ず、リヴァイアサンの扉絵のジェントルメン 郷紳たちに象徴される近代憲法の「人間」を考えてみよう。

ここで問題の近代とは、時代区分のモデルに即していえば、産業資本主義の「レッセ・フェール、レッセ・ザレ」の論理（自由放任の要請）が、国家の社会的存在理由を「最低限必要な、公共財の供給」に極小化する歴史段階である。

この歴史的文脈に対応して、時代の法的関心は、すぐれて社会（市民社会）に、したがって私法（市民法）に向

けられる。国家—公法は、二義的にしか注目されず、注目されても、社会—私法になぞらえられてに過ぎない。当然、そこに対象として想定される人間像も後者のそれにかたどられる。すなわち、

「抽象的自由」人

「功利的悟性」人

「男の大」人^{おとな}

たる点において、近代の憲法における「人間」は、まさに近代の民商法が視野の中心に据えた「自由、平等、かつ行為能力ある契約当事者」のあばら骨を取って創られたものにほかならないのである。

—

かくて近代憲法は、人間を先ず「抽象的自由」人としてとらえる。

このことは、人間の人間たる所以を、抽象的に（別言すれば、観念的・哲学的に）、万人共通の本質に見ようと、しかも当の本質を、精神的に一切の外的規定から不羈独立たるべき自由の属性に求めることを意味しており、ここから次の四つの特性が派生する。

— 1 「国家からの自由」人 この「自由」人は何よりも「国家からの」「自由人である。

それまで、そして現になお、自由にとって最大の脅威であり続ける国家。その国家との間の鋭い緊張の場こそが、近代憲法において自由が自己を主張する主舞台にほかならなかった。対外的、すなわち国家との関係で、このように拒絶し防御するきびしい顔は、実は、内向き、つまり社会の中では打って変わって無拘束の活動の「私的自治」を謳歌する、その同じ顔なのであるが。

一―2 「自然権に基づく自由」人 国家に対峙して、自尊、独り立つ近代憲法的人間は、自らの固有の価値の根拠を、「自然法」に由来する「自由」権に置く。

ここで自然法とは、すでに中世的・近世的な神法の観念から脱却しているとはいえ、人間の本性（≡自然）に内在する法として、国家の実定法に先立つものと構想されている（近代的自然法論）。国家から、そして社会において、自由な人間存在は、まさにこの意味で前国家的な「自然法」の申し子≡「自然権」の担い手とされることによつて、その自由を価値的に正統化されるのである。

一―3 「原子的個」人≡「社会契約」人 個に優先する「全体」として絶対的価値を主張してきた国家を向うに回し、人間が「自由」を旗じるしに固有独自の存在理由を確保しようとすることは、とりもなおさず、「個」人こそが、「人格化された自由」として全体に先行し、これを構成する真の実在にほかならないとすることを意味する。

インディヴィドゥウム

個 人が究極の実体すなわち「原子」^{アトム}とされる（原子論的人間観）。ここから、国家の形成は、一にかかつ

て、各個人それぞれの自由な意思の合致≡「契約」（典型的に私法的な法形象！）に俟つこととなる（社会契約論）。

一―4 「法の前の平等」人 ここでは人間は、すべて抽象的自由を本質とすることに於いて、原子論的に同じである。現実には無限の個性を示す各個人は、この形式的・普遍的な視点では、同一線上に並び、相互に平等となる。

思想的・宗教的に「神の前の平等」（キリスト教）や「四姓平等」（仏教）に源流があるにせよ、経済体制的に「（労働力を含む）商品の所有者の平等」に要請されたにせよ、かくて出現する「平等」人は必然的に「法の前の平等」人である。問題になるのが、もつぱら「自由」追求の「平等の権利」（または「権利の平等」）であり、法的以外

の文脈での平等は法の関心の外に置かれたからである。

二

次いで、実践の場面では、近代憲法の眼に人間は「功利的悟性」人として立ち現われる。

すなわち、一切の外的干渉を排する抽象的自由人にとって、現実行動の原動力は、公益との予定調和を祝福された内的「利己心」の功利主義を措いて他になく、指針を与えるのも、分析的・反省的な己が「悟性」の合理主義以外にありえない。ここに像を結ぶのは、まさに「ホモ・エコノミクス経済人」——法的にも通用する用語でいえば「商人」——の間モデルにはかなならぬであろう。その彼は、四面相である。

二―1 「寛容」人 人間悟性の限界性と私利原理の相対性は、それらがまさしくその悟性の力で自覚されるとき、究極的価値判断断念の諦観から、彼に「寛容」人の顔を与えずにはおかない。これはまた、既述のように近代人の第一規定「自由」が「抽象的」である、まさにその故に、本来の発生地盤の経済領域を超えて精神界にまで及んだこと、とくにヨーロッパでは宗教的不寛容に代表される痛ましい歴史の体験的教訓に鑑みつつ「内心（信教・良心・思想）の自由」にまで自己展開を遂げたこと、一の帰結でもあるが。

寓話「三つの指環」の裁判官に托して己が信条をサルタンに語るユダヤ人ナータン。フランス大革命の十年前、ドイツの劇作家レッシング (Gothold Ephraim Lessing, 1729-1781) のペンの造型に成るこの人物（戯曲『賢者ナータン』一七七九年）こそ、近代寛容人の精髓を示して剩すところがない。この相貌は、今世紀に入りドイツの相対主義者たちにおいて極致に達するであろう。

二―2 「自律」人Ⅱ「民主」人 自由の理念は、その現実化の羅針盤として各個人に内在する利己的悟性が

指定されることによって、「自律」の行動原理へ連なるであろう。この局面で近代人を特徴づけるのは、自らの動機に従い、自らの判断で行動を律する独立人の顔である。

この個人的「自律」人は、社会的・国家的「自律」人としては「民主」人となる。というのも、集団レベルで自律するとは、各構成員がそれぞれ利己的悟性にに基づき自由討議と多数決の両社会技術原理を媒介に全体単位で自ら決し自ら服すること、すなわちデモクラシー以外の何ものでもないからである。

二一三 「信託」人Ⅱ「選挙」人 近代デモクラシーの実働的現実形態が代議制を主とするほかないとするならば、民主人は同時に、自分たちの代表者に全幅の信を置き全権を託する「信託する」人、そしてこの委任（無拘束委任Ⅱ白紙委任！）の方法としてもつばら「選挙する」人とならざるをえない。

ここに示されるのは、私利の追求にかまけ公事は最小限にとどめたい功利主義者・合理主義者の半面としての、度量の大きな楽天主義者（あるいは、大まかなお人よし）の顔である。

二一四 「規範」人Ⅱ「立法」人 デモクラシーと並び、それと組んで集団自律を初めて可能ならしめる最も基本の社会技術の今一つは、ノモクラシー、すなわち規範（法）による支配である。これは、恣意の支配を斥け、予測可能性と法的安定性を切に求める資本の利益にも適う。

かくて、近代悟性人の面貌は「規範悟性」色を決定的に帯びる。それは同時に、自ら服する規範を自ら創る活動に最大の実践価値を置く「立法」人の顔でもある。すべてを法規範の眼鏡で見た「法の世界のミダス王」、しかもオーストリア一九二〇年「憲法の父」であったケルゼン（Hans Kelsen, 1881-1973）に、われわれはその究極の典型をまざまざと目にするのできよう。

三

以上の分析の収斂するところ、浮き彫りになるのは、まさしく「男の成」おとな人の像ではないか。換言すれば、一と二で析出された「近代憲法の表象する人間」の諸属性は、実に、最も適切に「男性」的・「成人」的と総括されて然るべきものと思われる。(なお蛇足かとも思われるが、念のため注意しておけば、ここに男性的・成人的とは、生理的意味での性別・成熟度とは必ずしも直結しない、心理学的意味で使われている。)

自然権の哲学を大上段に振りかぶり、自己責任すなわち危険リスクと裏腹の抽象的自由と形式的平等を希求し、国家に向かつて、仲間の社会成員に対しても、独立・自存の個人として極力干渉を排し、己を主張してやまぬ人間。反面、冷徹に利害を打算し、感情を殺して合理的に行動、その結果、他者の信念は信念として悟性的に尊重しつつ社会的自律を達すべく、討議を尽くした上での多数決には潔く服し、信を、自らの選挙にかかる代表者の腹中に置き、かつ、人による支配を嫌忌して、自律の所産としての法規範すなわち掟おきてによる支配をえらぶ人間。このような自主・自尊・自助・自治の精神主義、これぞ、理念型的に「大人」おとなのもの、「男一匹」マッチョのものとされてきた気風・体質でなくて何であろう。

この人間像は、近代の国家像と明らかに相関である。『リヴァイアサン』の扉絵でそうだったように、個々の市民がすべて男であるだけでなく、彼らを包括し彼らに対峙する国家もまた男なのである。個人から、社会、国家、憲法にまで貫通する近代のエートス、それは実に、すぐれて男性原理にほかならない。このことは、そもそもすでに有史以来人間社会に支配的であり続けてきた父権制の伝統に連なるとともに、近代社会が固有に内在せしめている「男性」的契機によって一層増幅されたものと考えられよう。すなわち、大地ちに根を下ろし、自然の恵みと保護に生存を託する農業を基盤とした静的な封建制社会にあつては、その限りで「女性」原理もかなりの程度表出して

いたのに対し、新興の資本制的社会勢力は、まさにそのような「女性」的停滞（生産力発展への桎梏！）にあき足らず、アンチテーゼとして創意と敢為によって自然へ挑む工業と商業のダイナミズムを、すなわち再び「男性」原理を措定したのであったから。現代スイスの憲法学者ハンス・マルティが、ユング深層心理学の眼で、「精神と技術の尊重」に近代社会のエートスを見、進んで、近代憲法の一大特徴を成す「居住移転の自由」を、母なる大地から離脱し敢えて艱難へ出立する「遊牧的」な「男性的」放浪的「精神の規範化と解釈したのは、まさにこの意味で含蓄に富んでいる。

男親（すなわち、近代国家）が、成人し自立した男子（すなわち、近代市民）を見る目は、冷たく、突き放している。彼の網膜に映じているのは、距離を置き、対等を主張し、オイディプスのにまで厳しく批判的あるいは反抗的な、むくつけき同性の大人の姿以外の何ものでもないのである。

III 現代憲法における人間

しかし、時代の推移が憲法の前提する「人間」像をも大きく変えずにはおかなかつたこと、すでにドーミエとゴヤの絵で見たとおりである。

現代という歴史の最新幕は、近代の自由放任レッセ・フェールが、「市場の失敗」の結果、一転、経済・社会への国家的介入・干渉の本格化（すなわち、「職能国家」ないし「積極国家」化）へと百八十度変針せざるをえなくなって、切つて落とされた。

これに照応して、法の次元でも、市民の座標に大きな転位が生ずる。公法（国家法）のウエートが急上昇して、

それと私法（市民法）との中間に——いわば私法の公法化として——第三の分野「社会法」が生成し、そこに提示される新たな人間像が従来の私法的モデルに取って代るのである。こうして、現代憲法が視野に置く人間は、

「具体的生活」人

「実存的理性」人

「女」人によにんと「小」人こども

に変身する。

ただ、ここに留意すべきは、根本的な経済社会体制の変化そのものがなお資本主義の大枠は超えるものではないのに対応して、現代の憲法に見られる人間像の変遷も、近代のその修正ではあっても、全面的な破壊↓新造型ではなく、したがって既述の近代的諸属性は依然何らかの形で命脈を保ち、右に摘示し以下詳説する新たな諸特性と相補のない緊張的に同時存在している、ということである。そこで、これから概念化するのは、もっぱら現代的な新特性に諸側面からスポットライトを当てて浮かび上がった現代憲法的人間の理念型、と理解されたい。

—

先ず、前代の抽象的自由人と対照的に、これは「具体的生活」人である。

すなわち、人間の最も基本的な存在の場が、もはや観念的・抽象的な本質ではなく、現実「具体的」な社会「生活」の現場（本質に対する人間実存）に見られることになる。かつて人間の人間たる所以と観念された「自由」が、まさにその「抽象」性の故に、資本主義的社会現実の中で「収奪の自由」↓「貧困の自由」としても機能し、この弊害を由々しく顕在化した——ことへの反省である。かくて、四つの派生的特性もまた変容する。

— 1 「国家への（あるいは、国家による）自由」人 「自由」のベクトルは今も強力だが、その向きは基本的に逆転した（「国家から」から「国家へ」へ）。個人の手に負えなくなった環境的諸条件に依拠する所ますます大な現代の自由は、国家による積極的保障を求めて、仇敵であつたはずの国家への再帰を開始せざるをえないのである。

これは矛盾である。しかし、本来の—国家からの—自由ですら、その実現には、まさにその国家の助力に俟つというこの背理にあえて目をつぶるほかないのが、今日の冷徹な社会的現実である、と認識される。かくて現代憲法の人間は、ひたすら古典的自由の追求を事とした理想主義者から、その自由の現実的必須条件としての自らの生存の確保のためには国家への依存（の自由！）をも辞さぬ現実主義者^{リアリスト}に、改宗を遂げる。

— 2 「客観法則としての連帯」人 この現実主義者の面目は、新しい自由を権利（「生存権」！）として根拠づけるイデオロギー操作において、躍如たるものがある。

今や、具体的生活人の権利主張は、哲学の高みから託宣されるのではなく、現実の深みに汲み取られる。権利（主観的法）否定の極論に行き着くまで、アプリアリな形而上観念として自然権を徹底的に斥けた、その究極のイデオログ、デュギ（Léon Duguit, 1859-1928）の言葉でいえば、「社会的連帯」という事実に基づく「客観的法」からこそ、国家の対国民「生存配慮」義務は引き出される。ここで構成されるのは、「客観的な社会法則として相互「連帯」し、この事実「新しい自由」（換言すれば「生存権」）の権原を見ようとする人間」の新概念であろう。

— 3 「集団」人 連帯せねば生きて行けぬ人間は、もはや各々が孤立した原子的個人ではありえない。さりとて、各人が一挙に一個の有機的全体にまで融合するには、現代社会の利害・思念の多元化↓分裂相剋は——階級対立を筆頭に——余りに深刻である。かくて、現代的連帯人の集合化性向は、個人と全体の中間の各種「集団」

レベルにたゆたう。

現代憲法は、この場面を無視しては、具体的生活の現場で人間をとらえることにならない。ここにおいて人間は、その帰属する集団との不可分なつながりもろとも、とらえられるであろう。こうしてクローズアップされるのは、最も典型的には「階級」人、一般に「集団」人ということになる。

一―4 「実質的平等」人　すでに集団人の概念が、各人をそれぞれの集団的属性によって基本的に幾つかに、あるいは幾つにも類別すべき法的必然性（すなわち、法的取扱いの差別、不平等）を内包しており、「法の前」に万人を一視同仁する近代憲法における「平等」人の形姿はぼやけてくる。

平等の力点は、独立人同士の自由競争（走）におけるスタートと機会の平等（すなわち、唯法的Ⅱ形式的な平等）から、連帯する人々相互の間におけるゴールと結果の平等（すなわち、社会的経済的Ⅱ実質的な平等）へ移る。後者を達成する大義のためには、やむなく前者を犠牲に供することすら、あえていとわれなくなる。「法の前の平等」人は、「実質的平等」人へと現実（主義）的に換骨奪胎される。

二

具体的生活人は、その動態においては「実存的理性」人となる。

今では、計算ずくの功利主義より、各人生身の「実存」の場における自己責任的な決断・飛躍に重きが置かれる（実存主義）。羅針盤としては、抽象的・分析的・反省的にとどまった近代悟性の超克をめざして、具体的・弁証法的・総合的な「理性」が登場する。この体質改善にともなって、かの四面相も整形される。

二―1 現代型「不寛容」人　近代の寛容人は、その論理・倫理の極限として、寛容の徳を蔑するナチスに対

してまで寛容を貫く（あるいは、貫かざるをえなかった）ことによつて自己破産した。かくて現代の諸憲法は、「不寛容には不寛容を」なる主意的留保を顔料に加えて、伝来の人間モデル「寛容」人の化粧直しを図る。

ナチスの血祭りにはげられた相対主義法哲学者ラートブルフ（Gustav Radbruch, 1878-1949）が、いち早く一九三四年に唱道し、十五年後、ドイツ連邦共和国基本法（なかんずく、一八条・二一条二項・七九条三項）に憲法明文上定着を見た、この新しい顔は、もとより近代寛容人が克服した中世的・近世的不寛容人への本卦還り^けなどでありうべくもなく、いわば両者の止揚を志す現代型、「不寛容」人の誕生を意味している。

二一2 「専門」人Ⅱ現代型「他律」人 現代化は、その滔々たる専門化趨勢によつて、自律人Ⅱ民主人としての近代人の顔にも大きな修正を迫る。かの容貌を成り立たせていた全人的教養を理想とする近代悟性（ジェファソン、ゲーテ、アンシクロペディスト百科全書派！）がもはや用をなさず、「専門的理性」に席を譲らざるをえないからである。「専門」人は、一般性・全体性を断念し、部分性・分業に徹することで、近代的万能人間の素人^{ディレクティブ}性を克服し、新時代が要請する技術的熟練を供給する。

専門人はまた、自分の——しかも、どんどん狭くなる——専門の埒内でこそ、依然、ないし、むしろ以前にも増して自律人たりえもしようが、一步その外に出れば、もはや他の専門家にひたすら聴従するほかない。現代型「他律」人の出現である。このことは、さらに、政治の分野での専門家（職業政治家、行政官僚）進出によるデモクラシーの萎縮、したがって民主人の面やつれに連なつて行く。

二一3 「猜疑」人Ⅱ現代型「命令委任」人Ⅱ「直接行動」人 しかも、今や民主人には、なお辛うじて残るデモクラシーの可能性の場でも、かつての面影は見るべくもない。代表と被代表の間の同質関係・意識が急速に減退し、信託の楽天主義は地を掃つた。民主人のやせた顔から、信託の温いまなざしは消え、「猜疑」の冷い視線

が目立つようになる。無拘束委任の近代憲法原理は虚構性が露わになり、代表関係を実質的に回復する方向で「命令委任」が——もちろん、中世末期・近世初期のそれへの回帰ではなく、弁証法的に止揚された現代型においてであるが——再評価され始める（フランス憲法学にいう「純粹代表から半代表へ」）。代表制に不信を懐き出した民主人は、もはや「選挙する人」に甘んぜず、ついには直接民主主義的諸手段に訴えるを辞さぬ「直接行動」人の地顔をさらけ出すであろう（象徴的に、議会主義の老家イギリスにおける一九七五年のEC加盟国民投票！）。

二―4 「計画」人Ⅱ「行政」人 抽象的な自由の理念から、具体的な人間実存に軸足を移す現代人は、拡大し多次元化するその関心の充足を、もはや規範的悟性ではなく、「計画的理性」に俟たざるをえない。

現代社会が錯雑と全体連動性の度を格段に強めるとともに、国家の働きとして、各人の自律を根本に前提し法の厳格な事後制裁に「最後の切り札」的に頼る点的な「規範悟性」的対応は破綻し、多かれ少なかれ国家主導の他律を容忍するシステムの柔軟なプランニング（計画化）が前面に出る。ここにおいて実存的理性人は「計画」人の顔を示す。このことはまた、現代憲法が、そのとらえる人間をもはや単に「立法する」人としてのみならず、同時に、否、すぐれて「行政する」人として性格づけるべく促されていることを意味しよう。なぜなら、究極的に計画化へ趨く現代の実践理性の論理は、抽象的立法のそれを超えて、今や質量ともに圧倒的な具体的処分（すなわち行政）のそれではなければならぬに違いないからである。

三

こうして、近代憲法がその念頭に置いた「男の成」人は、性転換を遂げ、または若返る。今日、憲法が目の前にするのは、もっぱら「女」人か「小」人かである。

すぐれて物質的な福祉を精神的自由に優先させ、今では個人には手に余る前者の調達のため国家に積極的サービスを求めてやまず、そのあげく对国家依存が強まって、やがては従属の事態に至るも、あえて意に介さぬ存在。ということは、危険リスクを伴う独立と自己責任より、安全と保護を愛好する存在。しかもその際、この要求の正当化根拠を、自然法哲学の高みに仰ぐのではなく、社会連帯の事実の深みから汲み取る存在。かくて、孤高と自由競争（すなわち、機会の均等のみの形式的平等）に堪えかね、集団化と平等の実質化（すなわち、結果の平等）へ趨はつて、個性を埋没に委する存在。さらに、情動の赴くところ、不寛容や猜疑を制御しえず、抬頭する現代型他律にも唯々諾々と従い、法の峻厳と対蹠的な計画の柔軟性・情況適応性を歓迎する存在。——まさしく、「女性」的でないし「未成年」的な心性の形象化にほかなるまい。

この結果、そのような女性形ないし中性形の人間が甘え凭よりかかる現代の国家もまた、優しい女性——ただし、こちらの方は、寄りすぎる子供を抱擁し愛撫する「慈母」のイメージだが——に化生せずにはいないであろう。かのドーミエの名画が、まなかに浮かぶ。現代における女性原理の復活・強化はまがう方もない。新時代のエートス「物質主義」が単語としても、語幹に「母」マテルを含む（！）ことに注意を促す前出マルティによれば、今や、父権的な法レヒト（＝右は男の象徴！）は没落して、母権的な「福祉国家」が「法（治）国家」に取って替り、「法と自由に仕える世俗化された三位一体」として精神的父界に属する「三権分立」は、「国民」というすぐれて自然的な、すなわち女性原理的な「第四権力」の進出に脅やかされる。かつて旧憲法と共にあった「軍神」像が崩壊した跡に、第九条をその手に高く掲げ、古今東西未だかつて例を見ぬ巨大な姿で誇らかに立つ日本国憲法の「平和の女神」像もまた、ここで忘れてはならない。

自らも女身の現代女性国家が、その憲法を通して表象する人間像は、かくて、たおやかな女人であり、時にいと

けない童べである。しかし彼らは、しっかりと大地に足を着け、確かな存在感で母親に迫る。

四

以上、分説し再構成したのは、現代憲法が建て前として公式フォーミュラに想定すると考えられた「人間」の規範的・理念型的概念であった。しかし、憲法の現実的動態の中で、そもそも暴力には丸腰のこの「女性」的・「幼童」的人間像は、非公式インフォーマルにながら死活にかかわるまでに、大きな歪みを被る。

その引き金は現代国家の変貌である。深層心理学的には、マルティのひそみに倣って、「助けになり、保護し、守り、養い、抱き、愛する母」としてのグッド・マザーの顔の裏側の、「恐ろしい、呑み込み、解体する母」としてのテリブル・マザーの顔の表面化というべきか。現代福祉国家に宿命的な負マイナスの反面である肥大国家・行政国家の人間破壊的效果の顕在化である。ここにおいてか、もともと華奢な現代人は、慈母の姿をかなぐり捨て襲いかかり引つつかみ貪り食おうと形相すさまじい安達ヶ原の鬼婆の前に、かのゴヤの絵の幼な児の運命に己が未来を見て慄ふるえ戦おのく憐むべき存在と化すであろう。

現代憲法の間観（および、それと表裏一体の国家観）には、このような終末論的悲観主義への抗いがたい傾きもまた不可分に内包されていることを、しかと知らねばならない。この冷徹氷のような事実認識を伴わずしては、われわれの人間論、したがって人権論も、画龍点睛を欠くに至るであろう。